

保存版

大和市立南林間中学校
いじめ防止基本方針

<令和2年度改訂>

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(南林間中学校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティーづくりに努めます。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むと共に、いじめが疑われる場合には、適切且つ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・学校行事への取り組み等を通じて、生徒同士がお互いを認め合い、いじめを許さないという集団づくりに努めます
- ・生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動を支援します。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者ならびに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。

- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの様態や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・生徒が発する小さなサインも見逃さず、見守っていくために、校務の効率化を図り、生徒と関わる時間を多くするように努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・日頃から、いじめに限らず、生徒が職員に相談しやすい関係づくりに努めます。
- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次の通り実施します。

①生徒対象いじめアンケート調査 無記名方式年4回(8月、10月、12月、3月)

記名方式年7回(4月、6月、7月、9月、11月、1月、2月)

②個人面談(教育相談)を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査 年3回(6月、9月、1月)

- ・生徒及び保護者がいじめに関わる相談が行うことができるよう次の通り、校内相談体制の整備を行います。また、学校以外へも生徒及び保護者が相談できるように、相談方法や各外部機関のいじめ相談窓口を周知します。

①スクールカウンセラーの活用

②いじめ相談窓口の設置

③「STOP i t」いじめ相談アプリや、大和市青少年相談室など外部機関いじめ相談窓口の紹介

- ・相談、通報のあった事案は、「いじめ対策委員会(生徒指導連絡協議内)」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解消のための取組

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめを止めさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に

対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められた時は、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせるなどの措置を講じます。
- ・いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署などと連携し対処します。

「いじめが解消している状態」とは、次の2点の要件を満たしていることとします。

- ①いじめを受けた子どもに対する行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が3カ月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性から、学校判断によりさらに長期の期間を設定することができます。
- ②いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。子ども本人及び保護者との面談等で確認します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

(5) いじめの再発防止のための継続的な取組

- ・いじめの再発を防ぐため、発生したいじめの事案の内容、対応経過等を、全職員で情報共有し、被害生徒および加害生徒を全職員で見守ります。
- ・学級担任等による面談を継続的に行うなどをして、被害生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、心の

ケアに留意します。

- ・加害生徒に対しては、十分な反省を指導した上で、教育相談等において、事案について定期的に振り返りさせながら、再スタートを支援していきます。
- ・教育相談コーディネーターを中心とした校内組織である支援教育連絡協議会と連携し、該当生徒への支援体制づくりを行います。全ての教育活動を通じて、いじめを再発させない学級・学年・学校づくりを進めます。

3 いじめ対策委員会の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会（生徒指導連絡協議会内）」を設置し、週に1回程度開催します。いじめと疑われる相談・通報があった場合は、会議を緊急開催します。

(1) いじめ対策委員会（生徒指導連絡協議会内）の構成

管理職、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取り組み内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、いじめ調査委員会を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) いじめ調査委員会の構成

管理職、学年主任、担任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市教育委員会担当指導主事

※事案内容により構成委員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識および経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・大和市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価項目に加え、適正に自校の取り組みを評価します。

- ・いじめの未然防止のための取り組みに関すること
- ・いじめの早期発見・早期解消のための取り組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関すること

大和市立南林間中学校いじめ対応フローチャート

学 校

日常的な取り組み

- ・いじめを許さない集団づくり
- ・心のアンテナを高くし丁寧な観察
- ・面談やアンケートの実施
- ・学校・家庭・地域の連携推進

いじめの発見者



報告

校長・教頭

校内対策チームによる迅速な対応

- 管理職 担任 学年主任 生徒指導担当
- 教育相談CD 養護教諭 スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー 市教育委員会指導主事

報告

正確な事実確認

子どもからの聞き取り
家庭・地域との連携

全職員への報告

正確な情報と現状認識
の共有化

ケースにより取材対応の窓口の一本化について校内で確認、指導室とも連絡を取り合う。

- ・加害生徒への指導
- ・被害生徒・保護者への謝罪の場を設定

- ・被害を受けた生徒の心のケアに留意
- ・いじめを繰り返さないための配慮や見守り
- ・加害生徒の新しいスタートを支援
- ・継続した丁寧な指導

教育委員会の取り組み

- ・研修会、担当者会、フォーラム等の中で、いじめのない学校づくりを推進
- ・いじめに関する調査と状況把握
- ・保護者、教員からの相談窓口を設置し、相談を受けて対応
- ・必要に応じてメッセージ等を発信

関係機関

指導室

- ・学校からの報告、家庭からの相談を受け、学校と家庭の調整。
- ・必要に応じて指導主事を派遣
- ・当該校の指導体制、事案の経過確認、および指導助言。関係機関と連絡調整
- ・状況によっては出席停止の措置検討。

青少年相談室

- ・相談員によるカウンセリング
- ・スクールソーシャルワーカーによる家庭への支援
- ・心理診断等

警察

- ・学校と警察との連携制度活用
- ・事件相談
- ・被害届の受理と対応
- ・少年相談・保護センターでの相談・指導

児童相談所・家庭こども相談

- ・家庭、本人の相談、支援

医療機関

- ・医療ケアの実施とアドバイス
- ・心理診断やカウンセリング

状況により、関係機関によるスクールサポートチームを編成し、学校に派遣する。

